

男鹿市告示第122号

子育て世帯の市営住宅への優先的入居措置に関する取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年9月5日

男鹿市長 菅原広二

子育て世帯の市営住宅への優先的入居措置に関する取扱要綱の一部を改正する告示
子育て世帯の市営住宅への優先的入居措置に関する取扱要綱（平成22年男鹿市告示第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（優先的入居選考の対象者）</p> <p>第2条 条例第9条第1項に規定する条件を備えている者で、申込時に小学生以下の子<u>（胎児を含む。）</u>を有する世帯のものを優先的入居の選考の対象とする。</p>	<p>（優先的入居選考の対象者）</p> <p>第2条 条例第9条第1項に規定する条件を備えている者で、申込時に小学生以下の子を有する世帯のものを優先的入居の選考の対象とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和7年9月5日から施行する。